

記入要領

申請書裏面の【誓約・同意事項】を確認し、給付金の支給要件に該当する場合は、申請書に記入し、必要書類を添付して郵送で提出してください。

【表面】

株式会社第2号

記入例

令和6年度 住民税非課税世帯等支援給付金申請書(請求書) (申請を必要とする世帯の場合)

豊橋	市長印						
裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。							
1. 申請・請求者(世帯主)							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(フリガナ) 氏名 トヨハシ タロウ</td> <td style="width: 50%;">生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 55年 10月 10日</td> <td style="width: 50%;">現住所 豊橋市〇〇町〇〇一〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">電話 (0532)〇〇一〇〇〇〇</td> </tr> </table>		(フリガナ) 氏名 トヨハシ タロウ	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 55年 10月 10日	現住所 豊橋市〇〇町〇〇一〇			電話 (0532)〇〇一〇〇〇〇
(フリガナ) 氏名 トヨハシ タロウ	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 55年 10月 10日	現住所 豊橋市〇〇町〇〇一〇					
		電話 (0532)〇〇一〇〇〇〇					

市区町村受付印

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年6月3日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和6年1月2日以前に豊橋市に転入された方全員の令和6年度住民税非課税証明書又は課税証明書を添付してください。
※令和6年1月2日以後に豊橋市に転入された方全員の令和6年1月1日時点での住民登録のあった市区町村で取得してください。
※転入がない場合は下の方は記載不要です。
○住民税非課税証明書等の添付がない場合は、この給付金を支給できません。
○世帯全員が住民税所得割が非課税の場合、この給付金の支給対象となります。

(フリガナ) 氏名		申請者との 関係	生年月日	令和6年1月1日時点での住所には 令和6年1月1日時点の住所を記載 (現住所と同一の場合は記載不要)
1	(申請者)	本人		R6.1.1時点の住所
2	トヨハシ ハナコ → 豊橋 花子	妻	明治・大正・昭和・平成・令和 40年 4月 1日	R6.1.1時点の住所 ○○県△△市××町1-1
3		年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和	R6.1.1時点の住所
4		年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和	R6.1.1時点の住所
5		年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和	R6.1.1時点の住所

3. 振込口座 (1. の申請・請求者の口座として)。※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

下記の口座への振込を希望します(下欄に記載し、添込金封筒裏面記載欄及び本人確認書類を添付してください)。

【取扱口座記入欄】				
金融機関名 ○○	支店名 ○○	分類 ※支店名で記入下さい。 ① 1種類 ② 2種類 ③ 3種類 ④ 4種類	口座番号 ※支店名で記入下さい。 0 1 2 3 4 5 6 トヨハシ タロウ	口座名 ※支店名で記入下さい。 ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の裏記に合わせてください。
支店コード 1 2 3 4		支店コード 1 2 3 4		
通帳記号 ゆうちょ銀行		通帳番号 ※支店名で記入下さい ※通帳に記入下さい ※1 申請・請求者名義に限る。 ※通帳の裏記に合わせてください		

現金手渡しによる支給を希望します。(金融機関の口座がない方、金融機関から届けられた振込用紙に依んでいます。)

裏面も必ずご確認ください

申請・請求者(世帯主)の振込口座情報を記入してください

①～⑧の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意する場合は✓を記入してください。✓の記入がある場合に限り、支給対象に該当し、給付金を受け取れます。

【裏面】

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 令和6年度住民税非課税世帯等支援給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※給付金の支給対象となるために、以下の要件を全て満たすことが必要です。
- ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税又は住民税均等割のみ課税である。
 - イ 令和6年度の住民税が課されている他の親族等扶養を受けている者のみの世帯ではない。
 - ウ 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告する者はいません。
 - ③ 令和5年度及び令和6年度の住民税非課税世帯等への給付金の支給を受けた世帯ではありません。
 - ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査するため、豊橋市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公済等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - ⑤ 公済等の確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - ⑥ この申請書は、豊橋市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
 - ⑦ 豊橋市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年10月31までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないと同意します。
 - ⑧ 給付金の支給後、本申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類に漏れがないか、確認し✓を記入してください。

今回提出する申立て内容に相違がないことを確認し、提出年月日、申請者(世帯主)の署名をしてください。

現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる方は、令和6年1月1日時点の住所を記入してください。

「申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)」は、表面に住所の記載がない場合や住所変更がある場合は、必ず現住所の記載がある面の写しも添付してください。

令和6年1月2日以降に豊橋市に転入した方は、令和6年1月1日時点での住民登録のあった市区町村で該当の方全員の令和6年度住民税非課税証明書又は課税証明書等を提出して添付してください。